

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1			改正前 R3.12.1		
※ (As、解体以外)、(As施工体制評価型)及び(解体施工体制評価型)に共通かつ特別簡易型Ⅱ、簡易型及び標準型に共通			(As、解体以外)、(As施工体制評価型)及び(解体施工体制評価型)に共通かつ特別簡易型Ⅱ、簡易型及び標準型に共通		
(●) - 2 配置予定技術者のヒアリング			(●) - 2 配置予定技術者のヒアリング		
(2)-2配置予定技術者のヒアリング			記載なし		
評価項目	評価基準	評価点			
8 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4			
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2			
	その他	0			
9 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4			
	当該工種について適切に理解している	2			
	その他	0			
10 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2			
	その他	0			
*ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。					
*入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は欠格とし入札は無効とする。					
*入札を行った者が1者であった場合は、ヒアリングは実施しない。 この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。					

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1			改正前 R3.12.1		
※全ての型で共通			※全ての型で共通		
● 工事成績当該工種での工事成績評定点の平均点			● 工事成績当該工種での工事成績評定点の平均点		
<b>(3)企業の施工実績</b>			<b>(3)企業の施工実績</b>		
評価項目	評価基準	評価点	評価項目	評価基準	評価点
8 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1>	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2	8 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1>	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2
	市町村・公営企業などの同種工事の施工実績あり	1		市町村・公営企業などの同種工事の施工実績あり	1
	その他	0		その他	0
9 工事成績 当該工種での工事成績評 定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	80点以上(算出対象工事が複数件)	4	9 工事成績 当該工種での工事成績評 定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	80点以上(算出対象工事が複数件)	4
	80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3		80点以上(算出対象工事が1件のみ)	3
	77点以上80点未満	2		75点以上80点未満	2
	72点以上77点未満	1		70点以上75点未満	1
	72点未満(実績実績なし)	0		70点未満又は、実績実績なし	0
	過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2		過去2ヶ年度のそれぞれの平均点が60点未満、または前年度以降において55点未満の工事成績のあるもの	-2

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1		改正前 R3.12.1																																																									
※全ての型で共通		※全ての型で共通																																																									
(●) 企業の取り組み		(●) 企業の取り組み																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(3)企業の取り組み</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) &lt;注1&gt;</td> <td>国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 技能者の登録 (技術評価様式23) &lt;注1&gt;</td> <td>建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>登録 なし</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) &lt;注1&gt;</td> <td>取組実績 あり</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>取組実績 なし</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		(3)企業の取り組み				1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置		2	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置		1	上記以外		0	2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり		2	登録 なし		0	3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり		1	取組実績 なし		0	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(3)企業の取り組み</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) &lt;注1&gt;</td> <td>国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 技能者の登録 (技術評価様式23) &lt;注1&gt;</td> <td>建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり</td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>登録 なし</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) &lt;注1&gt;</td> <td>取組実績 あり</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>取組実績 なし</td> <td></td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		(3)企業の取り組み				1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置		2	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置		1	上記以外		0	2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり		2	登録 なし		0	3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり		1	取組実績 なし		0
(3)企業の取り組み																																																											
1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置		2																																																								
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置		1																																																								
	上記以外		0																																																								
2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり		2																																																								
	登録 なし		0																																																								
3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり		1																																																								
	取組実績 なし		0																																																								
(3)企業の取り組み																																																											
1 若手技術者の育成 (技術評価様式22) 1)～11) <注1>	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置		2																																																								
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置		1																																																								
	上記以外		0																																																								
2 技能者の登録 (技術評価様式23) <注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり		2																																																								
	登録 なし		0																																																								
3 週休2日制度適用の実績 (技術評価様式24) <注1>	取組実績 あり		1																																																								
	取組実績 なし		0																																																								
<p>1) 国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。</p> <p>2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格(監理技術者又は主任技術者)となりうる国家資格が確認できる資料の写しを添付すること。</p> <p>3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日より3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</p> <p>4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。</p> <p>5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。</p> <p>6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。</p> <p>7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減する。(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)</p> <p>8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。</p> <p>9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができなくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。</p> <p>10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。</p>		<p>1) 国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任(監理)技術者)とすることができる。</p> <p>2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とし、国家資格(監理技術者又は主任技術者)となりうる国家資格が確認できる資料の写しを添付すること。</p> <p>3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日より3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</p> <p>4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。</p> <p>5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時において他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。</p> <p>6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請することができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。</p> <p>7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、傷病、退職等やむを得ない理由を除き、認めない。また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行出来なくなった場合は、工事成績評定を3点減する。(なお、複数人専任配置した場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)</p> <p>8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。</p> <p>9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落札した場合の配置予定等を記入すること。従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置が出来なくなる恐れがある場合は、他工事との重複申請を行わないこと。</p> <p>10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。</p>																																																									

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1				改正前 R3.12.1																																																	
※全ての型で共通				※全ての型で共通																																																	
＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容				＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容</th> </tr> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>評価対象期間等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)</td> <td rowspan="2">                     ○○を含む請負金額○千円以上の○○工事の施工実績                       但し、元請けとして請負い平成19年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの)                      ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業体の工事内容として扱う。                      ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。                 </td> <td rowspan="2">                     元請けとして請け負い、平成19年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。                      ※個別事項2を参照                 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1-8 同種工事の施工実績 (企業)</td> </tr> <tr> <td>1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)</td> <td>山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</td> <td>過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1 近隣地域での施工実績 (企業)</td> <td>○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績</td> <td rowspan="2">                     平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。                      ※個別事項2を参照                 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)</td> <td>○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績</td> </tr> </tbody> </table>				＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容				評価項目	評価内容	評価対象期間等		1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	○○を含む請負金額○千円以上の○○工事の施工実績  但し、元請けとして請負い平成19年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業体の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成19年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。 ※個別事項2を参照		1-8 同種工事の施工実績 (企業)	1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照		2-1 近隣地域での施工実績 (企業)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績	平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照		2-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容</th> </tr> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>評価対象期間等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)</td> <td rowspan="2">                     ○○を含む請負金額○千円以上の○○工事の施工実績                       但し、元請けとして請負い平成18年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの)                      ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業体の工事内容として扱う。                      ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。                 </td> <td rowspan="2">                     元請けとして請け負い、平成18年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。                      ※個別事項2を参照                 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>1-8 同種工事の施工実績 (企業)</td> </tr> <tr> <td>1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)</td> <td>山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</td> <td>過去3ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1 近隣地域での施工実績 (企業)</td> <td>○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績</td> <td rowspan="2">                     平成18年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。                      ※個別事項2を参照                 </td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)</td> <td>○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績</td> </tr> </tbody> </table>				＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容				評価項目	評価内容	評価対象期間等		1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	○○を含む請負金額○千円以上の○○工事の施工実績  但し、元請けとして請負い平成18年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業体の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成18年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。 ※個別事項2を参照		1-8 同種工事の施工実績 (企業)	1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去3ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照		2-1 近隣地域での施工実績 (企業)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績	平成18年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照		2-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績
＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容																																																					
評価項目	評価内容	評価対象期間等																																																			
1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	○○を含む請負金額○千円以上の○○工事の施工実績  但し、元請けとして請負い平成19年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業体の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成19年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。 ※個別事項2を参照																																																			
1-8 同種工事の施工実績 (企業)																																																					
1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照																																																			
2-1 近隣地域での施工実績 (企業)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績	平成19年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照																																																			
2-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績																																																				
＜注1＞ 各評価項目の具体的な内容																																																					
評価項目	評価内容	評価対象期間等																																																			
1-4 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	○○を含む請負金額○千円以上の○○工事の施工実績  但し、元請けとして請負い平成18年4月1日以降に完成引き渡し済みの工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの) ・工事内容(構造・規模など)の施工実績は、企業体の工事内容を各企業体の工事内容として扱う。 ・工事金額の施工実績は、企業体の工事金額に各企業の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。	元請けとして請け負い、平成18年4月1日以降から入札参加資格申請締切日までに完成引き渡し済みの工事。 ※個別事項2を参照																																																			
1-8 同種工事の施工実績 (企業)																																																					
1-9 工事成績評定点の平均点 (企業)	山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去3ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照																																																			
2-1 近隣地域での施工実績 (企業)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績	平成18年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成し、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照																																																			
2-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	○建設事務所管内(又は ○○市町村内)における○○工事の施工実績																																																				

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、1-4、個別番号2などの番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1	改正前 R3.12.1																
<p>※特別簡易型Ⅱ、簡易型、標準型（WTO以外）の型で共通</p>	<p>※特別簡易型Ⅱ、簡易型、標準型（WTO以外）の型で共通</p>																
<p>&lt;注1&gt; 各評価項目の具体的な内容</p>	<p>&lt;注1&gt; 各評価項目の具体的な内容</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>評価対象期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-6</td> <td>工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)</td> <td>山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</td> <td>過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目		評価内容	評価対象期間等	1-6	工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価項目</th> <th>評価内容</th> <th>評価対象期間等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-6</td> <td>工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)</td> <td>山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</td> <td>過去3ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目		評価内容	評価対象期間等	1-6	工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去3ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事
評価項目		評価内容	評価対象期間等														
1-6	工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去2ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事 ※個別事項2を参照														
評価項目		評価内容	評価対象期間等														
1-6	工事成績評定点の平均点 (配置予定技術者)	山梨県発注工事で主任技術者または監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。	過去3ヶ年度に完成したものと及び当該年度においては公告日の前々月末までに完成、引き渡し済みの工事														
<p>※個別事項3</p> <p>継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。ただし、<b>令和4年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「公告日から過去三年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。</b></p> <p>証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)</p>	<p>※個別事項3</p> <p>継続教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推奨単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。ただし、令和3年4月1日以降に公告する対象工事において、上記下線部については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当面の間、「公告日から過去三年以内に証明期間の一部が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。</p> <p>証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推奨単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)</p>																

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、1-4、個別番号2、個別事項3などの番号が異なる。(上記は(As、解体以外)簡易型の例)

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1	改正前 R3.12.1																																
<p>※ (As施工体制評価型) で共通</p> <p><b>(●) 企業の施工体制の評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(4)企業の施工体制の評価</th> </tr> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">14 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)</td> <td>当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)</td> <td>自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価基準について</p> <p>当該工事は山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価試行要領に基づき、次のとおり舗装工事の施工体制が確保される場合は評価する。            14-1 当該技能者を現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗設工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。            15-1 当該アスファルトフィニッシャーを現場に配置して施工が可能である。</p> <p>[技術評価様式18]の添付書類</p> <p>項目①が「有」の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</li> <li>労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系建設機械:整地・運搬・掘削]の写し(裏・表)。または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証[締固めローラー運転業務]の写し(裏・表)を添付すること。</li> <li>運転免許証(大型特殊免許)の写し(ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。)を添付すること。</li> </ol> <p>項目②が「可」の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</li> <li>リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</li> </ol> <p>※            技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減ずる。</p>	(4)企業の施工体制の評価			評価項目	評価基準	評価点	14 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	その他	0	15 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	その他	0	<p>※ (As施工体制評価型) で共通</p> <p><b>(●) 企業の施工体制の評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">(4)企業の施工体制の評価</th> </tr> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">14 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)</td> <td>当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">15 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)</td> <td>自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価基準について</p> <p>当該工事は山梨県「アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価試行要領に基づき、次のとおり舗装工事の施工体制が確保される場合は評価する。            1-14 当該技能者を現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗設工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。            1-15 当該アスファルトフィニッシャーを現場に配置して施工が可能である。</p> <p>[技術評価様式18]の添付書類</p> <p>項目①が「有」の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</li> <li>労働安全衛生法第61条による技能講習修了証[車両系建設機械:整地・運搬・掘削]の写し(裏・表)。または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証[締固めローラー運転業務]の写し(裏・表)。</li> </ol> <p>項目②が「可」の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</li> <li>リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</li> </ol> <p>※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。</p>	(4)企業の施工体制の評価			評価項目	評価基準	評価点	14 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	その他	0	15 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1	その他	0
(4)企業の施工体制の評価																																	
評価項目	評価基準	評価点																															
14 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1																															
	その他	0																															
15 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1																															
	その他	0																															
(4)企業の施工体制の評価																																	
評価項目	評価基準	評価点																															
14 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1																															
	その他	0																															
15 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトフィニッシャーで施工	1																															
	その他	0																															

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(As施工体制評価型)簡易型の例)

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1	改正前 R3.12.1																										
<p>※ (解体施工体制評価型) で共通</p> <p><b>(●) 企業の施工体制の評価</b></p> <p><b>(4) 企業の施工体制の評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12 自社雇用の技能者配置状況</td> <td>当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13 自社保有機械の配置状況</td> <td>自社保有の解体用重機で施工</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価基準について</p> <p>当該工事は山梨県解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領に基づき、次のとおり解体工事の施工体制が確保される場合は評価する。</p> <p>1-12 労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。</p> <p>なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特別講習)を含む。</p> <p>また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令第7条第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。 ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機</p> <p>1-13 バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。</p> <p>ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m<sup>3</sup>以上(旧JIS規格0.25m<sup>3</sup>以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。</p> <p>[技術評価様式21]の添付書類</p> <p>項目①が「有」の場合</p> <p>1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</p> <p>2) 労働安全衛生法による技能講習修了証(※1)[車両系建設機械:解体用(※2)]の写し(裏・表)を添付すること。ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限り。</p> <p>※1技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特別講習)修了証を含む。</p> <p>※2車両系建設機械:解体用とは、解体用重機(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)をいう。</p> <p>項目②が「可」の場合</p> <p>バックホウについて</p> <p>1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>解体用アタッチメントについて</p> <p>1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した<b>自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減する。</b></p>	評価項目	評価基準	評価点	12 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	その他	0	13 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	その他	0	<p>※ (解体施工体制評価型) で共通</p> <p><b>(●) 企業の施工体制の評価</b></p> <p><b>(4) 企業の施工体制の評価</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">12 自社雇用の技能者配置状況</td> <td>当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">13 自社保有機械の配置状況</td> <td>自社保有の解体用重機で施工</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>評価基準について</p> <p>当該工事は山梨県解体工事(施工体制評価型)総合評価試行要領に基づき、次のとおり解体工事の施工体制が確保される場合は評価する。</p> <p>1-12 労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。</p> <p>なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特別講習)を含む。</p> <p>また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令第7条第6号1及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。 ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機</p> <p>1-13 バックホウ2台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧砕機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。</p> <p>ただし、バックホウについては、新JIS規格バケット容量0.28m<sup>3</sup>以上(旧JIS規格0.25m<sup>3</sup>以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。</p> <p>[技術評価様式21]の添付書類</p> <p>項目①が「有」の場合</p> <p>1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。</p> <p>2) 労働安全衛生法による技能講習修了証(※1)[車両系建設機械:解体用(※2)]の写し(裏・表)を添付すること。ただし、当該修了証は平成25年7月1日以後に開始された講習を受講したものに限り。</p> <p>※1技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特別講習)修了証を含む。</p> <p>※2車両系建設機械:解体用とは、解体用重機(ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機)をいう。</p> <p>項目②が「可」の場合</p> <p>バックホウについて</p> <p>1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>解体用アタッチメントについて</p> <p>1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。</p> <p>※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更は、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。</p>	評価項目	評価基準	評価点	12 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	その他	0	13 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1	その他	0
評価項目	評価基準	評価点																									
12 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1																									
	その他	0																									
13 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1																									
	その他	0																									
評価項目	評価基準	評価点																									
12 自社雇用の技能者配置状況	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1																									
	その他	0																									
13 自社保有機械の配置状況	自社保有の解体用重機で施工	1																									
	その他	0																									

※注意:適用する総合評価の種類・型等によって、●部分の番号が異なる。(上記は(解体施工体制評価型)簡易型の例)

# 技術評価資料作成要領を改正する新旧対照表

(赤色部分は改正部分)

改正後 R4.4.1

改正前 R3.12.1

※(As、解体以外)及び(解体施工体制評価型)に共通  
別紙 発注機関一覧表

※(As、解体以外)及び(解体施工体制評価型)に共通  
別紙 発注機関一覧表

別紙	発注機関一覧表	
機 関 等		内 訳
山梨県		(企業局を含む)
国機関		
		国土交通省
		内閣府
		防衛省(庁)
		農林水産省
		文部科学省
		その他中央省庁
		(環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県		山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人		
市町村		
公営企業等		(地方公社を含む)
事業団		
		日本下水道事業団
民間		
		高速道路株式会社
		電力
		ガス
		電話会社
		JR、私鉄、地下鉄
		石油備蓄会社

別紙	発注機関一覧表	
機 関 等		内 訳
山梨県		(企業局を含む)
国機関		
		国土交通省
		内閣府
		防衛省(庁)
		農林水産省
		文部科学省
		その他中央省庁
		(環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県		山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人		
市町村		
公営企業等		(地方公社を含む)
事業団等		
		日本下水道事業団
		その他事業団等
民間等		
		高速道路株式会社
		電力
		ガス
		電話会社
		JR、私鉄、地下鉄
		石油備蓄会社

当分の間、国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事実績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。  
「当分の間」とは、各発注機関が民営化又は独立行政法人化した翌年度(4月1日)から起算し15年後の年度末(3月31日)までの期間をいう。  
ただし、この取扱いは、令和5年3月31日までに公告する案件に適用するものとする。(令和5年3月31日までに廃止する。)

当分の間、国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事実績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。  
「当分の間」とは、各発注機関が民営化又は独立行政法人化した翌年度(4月1日)から起算し15年後の年度末(3月31日)までの期間をいう。  
ただし、この取扱いは、令和5年3月31日までに公告する案件に適用するものとする。(令和5年3月31日までに廃止する。)